

○小郡市インターネット上の人権侵害の防止等に関する条例（案）への意見に対する市の考え方

No	ページ (解説無)	ページ (解説有)	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	1	1	□第2条（定義） 名誉棄損の定義に関して、インターネット上とのことで、外しているのかもしれませんが、「公然と」の文言が必要と思われますが如何でしょうか？ また、一般的には「社会的評価」となっていますが、「社会的信用」とした理由についてお尋ねします。「信用」「評価」微妙にニュアンスが変わってくると思います。 ※侮辱の定義に関しても、上記と同じ。	ご意見のとおり、インターネット上の情報は、不特定多数の人が閲覧することができますので、公然性の要件を満たしていると考えられ、「公然と」の文言は省略しています。 また、名誉棄損は信用を含む種々の側面からなる人格的価値に対する社会的評価を低下させることを意味しますので、「信用」と「評価」の文言については、改めて検討します。
2	1	1	□第2条（定義） 事実を摘示しの箇所は名誉棄損の成立要件として侮辱罪と対比して使用される正しい表現ではありますが、一般人には『なぜ事実、真実を言うことで名誉棄損になるのか』との疑問が生じる可能性があります。そこで、かみ砕いた表現、たとえば「公益、公共性がある場合を除き、事実の有無にかかわらず」とか『事実の有無を問わず』にかえられてはいかがですか。あるいは逐条解説において『公人を除く一般人に対してはたとえ真実であっても名誉棄損が成立する可能性がある』ことを説明していただきたい。	ご理解いただいているとおり、誹謗中傷的な言論とは何かを法的な文言として明確化を図る観点から、簡潔に事実の摘示の有無により名誉棄損と侮辱を明示しています。 ご意見をふまえ、逐条解説にて、ご指摘の「真実であっても名誉棄損となる可能性がある旨」の記載を検討します。
3	1	1	□第2条（定義） 「人の社会的信用を低下させる表現」の箇所に続けて『や嘲笑的、または侮蔑的表現』と加えていただければと考えます。つまり、バカ、アホ、ハゲ、ゴミなどの暴言や悪態は社会的評価を低下させないまでも、	嘲笑的、侮蔑的な表現についても、侮辱のなかに含むものと捉えています。 同表現について、侮辱の中に含まれる旨を逐条解説のなか

○小郡市インターネット上の人権侵害の防止等に関する条例（案）への意見に対する市の考え方

			侮辱罪の可能性がある表現であるからです。	で、説明を加えることを検討していきます。
4	1	1	□第2条（定義） 行為者に関しては、発信したものだけではなく、同調した者や同調しておおっている者も同罪ではないでしょうか。	インターネットは、使い方を間違えたり、あるいは悪意を持って使用すると、人を傷つける道具となります。目には見えていなくても画面の向こうには相手があります。直接の情報発信だけでなく、同調やおおるなどの行為が、人を傷つけてしまうこともあります。相手の存在を感じながら、正しい情報を発信してもらいたいと考えています。 ご意見のとおり、人権侵害情報の発信は勿論のこと、同調やおおるなどの行為についても、防止するために教育・啓発を実施していきたいと考えています。
5	1	2	□第4条(市民の役割) 人権意識の高揚との文言ですが、よくつかわれていますが、「高揚」よりも「高める」くらい言葉の方がよくはないでしょうか？ また、「被害者がおかれている……理解を深めるように努めるものとする」とありますが、これで抑止になるとは思えません。強要されているように感じます。人権意識を高めるための取り組みやインターネットリテラシーの向上に努めれば、自然と状況や支援の必要性は理解できるものだと思います。インターネットで実際に被害にあったとしても、どうしていいかわからない人が多いと聞きます。市民の役割	「高揚」の文言は、例規の構成上、名詞形の文言が適切と考えられること、また、小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例（平成7年条例第18号）と関連性を持つ構成としているため当該条例から引用し、使用しています。 「被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性について理解を深めるように努めるものとする」は、被害者の状況等を他人事ではなく自分事として捉えることが重要であり、ご意見のとおり人権意識やインターネットリテラシーの向上

○小郡市インターネット上の人権侵害の防止等に関する条例（案）への意見に対する市の考え方

			として、市民が被害者となった時は、一人で悩まずに、相談機関に速やかに相談することを促す文言が必要だと思います。	に取り組むことで、自分事として捉えることができるようになり、被害防止や相談支援について理解が進んでいくものと考えています。
6	1	2	□第5条(連携協力) 支援団体その他の関係機関に該当するものとして、人権に関する団体とありますが、具体的にはどこを想定しているのかお尋ねします。その際の相談料などについてお尋ねします。	人権に関する団体では、小郡市人権擁護委員会や小郡市人権・同和教育研究協議会、小郡市企業内同和問題研修推進委員会などを想定しており、本条例について理解、協力を求め、連携を図っていきたいと考えています。 相談料については、できるだけ負担のない窓口を紹介したいと考えていますが、相談料が発生する場合は自己負担となります。
7	2	3	□第6条(基本的施策) (4) が必要ですか？ 「大きくこの3つにより…達成しようとするものです」となっています。(4)に該当するものとして、どのようなことを想定されているのでしょうかお尋ねします。	(4) は、今後の状況変化等にも柔軟に対応できるように当該規定を置いているものですが、具体的には、インターネット上のモニタリングなどを想定しています。表現の自由に配慮しつつ、実態把握に努めるとともに、拡散防止やまた、その実態が立法事実へと繋がるもので、関係機関への報告等を想定しています。
8	2	3	□第7条(人権意識の高揚及びインターネットリテラシーの向上) 第2項には「研修会や講演会などの開催、教材等の情報提供」と具体的な内容が明記されています。このねらいはなんですか？また、ここには「その他の必要な施策」とありますが、どのような施策	インターネットリテラシーを学ぶ機会を提供することを定め、具体の方法として、研修会等の開催や教材等の情報提供を例示的に明示し、本条例の目的の実現を担保しようとするもの

○小郡市インターネット上の人権侵害の防止等に関する条例（案）への意見に対する市の考え方

			を想定されているのでしょうかお尋ねします。	です。 「その他必要な施策」は、今後の状況変化等に柔軟に対応できるように規定し、具体的には、啓発冊子の発行などを想定しています。
9	2	3	□第7条(人権意識の高揚及びインターネットリテラシーの向上) 幼い頃からメディアに接する機会が多くなっている現代、できるだけ早い時期からインターネットリテラシーを身につけることは必要であり、そのために学校教育と連携することは有効であると思いますが、子どもだけでなく、その保護者も同じように学ぶことが大切であると思います。学校教育に加え、母子の健康や子育てに関係する部署や団体とも連携して啓発活動を行うことも必要ではないかと考えます。また、女性や外国人の被害も多いことを考えますと、同じように関係部署、団体との連携が必要であると思います。	ご意見のとおり、学校教育と連携していくとともに、保護者の方へも理解を深めていただきたいと考えています。 また、現状はご指摘のとおりで、子育てや女性、外国人に関係する部署等とも連携を図り、施策の推進を図っていききたいと考えています。
10	2	4	□第8条(相談支援体制) 相談支援体制の整備とありますが、具体的にはどのようなことでしょうか？相談支援体制を市独自が行っていくのかどうかお尋ねします。	様々な相談を受け止め、相談者に寄り添いながら相談者の自主的な解決を支援していくために、必要な情報収集や情報提供及び助言を行える相談支援体制を整備することとしています。 また、ホームページ上への相談に関する特設ページの開設や、広報・啓発紙を活用し、専門窓口の啓発等を実施していく予定です。
11		4	□第8条(相談支援体制) 「発信した情報に関して不安を抱える者」に対しても相談の対象とされていることは非常に適切と考えます。	発信した情報に、人権侵害の意図はなかったが、もしかしたら該当性があるかもしれない、など不安を抱える方の相談も対

○小郡市インターネット上の人権侵害の防止等に関する条例（案）への意見に対する市の考え方

				象としていきます。
12	2	4	☐ 第9条(委任) 市長の裁量で規則などを定めることに関して、妥当なのかどうかお尋ねします。	地方自治法により、市長は法令の範囲内で、規則等を制定することができることとされていまして、細かな規定等が必要な場合は、必要に応じ定めることとするものです。
13	1,2	1,4	☐ 第2条、第8条逐条解説中の「者」表現について 第2条、第8条において使用されていますが、説明の文章ですから、上から目線的な「者」より『人』とした方が話し言葉的で違和感がありません。	ご意見をふまえ、解説は「人」へ改めます。
14	-	-	☐ その他 人権侵害情報と誰が判断するのでしょうか？	人権侵害情報であるか否かは、市の考え方に加え関係機関や団体、また相談者等と協議しながら、判断することとなると考えています。 また、第8条では「発信した情報に関して不安を抱える者」の相談も対象としており、相談については内容をしっかりと受け止め柔軟に対応していきます。 なお、民事責任や刑事責任などの法的責任の判断は司法判断と考えています。